

協議事項 1 米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程の改正について

協議の概要

- 本件は米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程の改正についての協議です。
- 国土交通省から運賃協議部会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方が令和 7 年 6 月 30 日付けで示されました。（P3：国土交通省資料）
- この中で、国土交通省が示す軽微な事案の例が示されており、これを参考に米原市における運賃協議部会の開催を要しない場合について、運賃協議会規程を改正するものです。

1 部会の開催を要しない軽微な事項について

令和 5 年 10 月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、法第 9 条第 4 項の規定により、運賃等については米原市地域公共交通活性化協議会とは、別の協議会（以下「運賃協議部会」という。）を開催しなければならないこととされたことを受け、米原市では、運賃協議部会を設置し、開催することとしております。

今般、国土交通省から運賃協議部会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方が示されました。

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について【抜粋】（物流・自動車局 旅客課長・令和 7 年 6 月 30 日付事務連絡）

この考え方にに基づき、米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程に部会を開催しない軽微な事案について定める条文を第 5 条に追加します。

第 5 条

2 前項に掲げる事項のうち、次に掲げる軽微な事案については部会を開催しないものとする。

- （1）均一運賃およびキロ制運賃を適用する路線において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れる場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- （2）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- （3）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- （4）新たな決済手段を追加する場合

補足

- 国土交通省においては、「均一制運賃を適用する路線（系統）において、～」と例示（P3 下段）されていますが、米原市の路線バスにおいては、均一制運賃が 1 路線（梓河内線）、キロ制運賃が 5 路線（米原工業団地線、米原多和田線、長岡登山口線、近江長岡線、伊吹登山口線）ある状況であり、キロ制運賃においても同様に、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも運賃額に変更がない場合が考えられるので、この場合も軽微な変更として、本規程に定めるものです。
- 具体的には、現に、資料 3 のようにキロ制運賃を採用している長岡登山口線において、停留所の新設があっても運賃額に変更がない状況があり、このような場合が軽微な変更該当すると考えています。

事務連絡

令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上

米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程 新旧対照表

現 行	変 更 案
(会議) 第 5 条 部会の会議は、規約第 7 条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。	(会議) 第 5 条 部会の会議は、規約第 7 条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。 <u>2 前項に掲げる事項のうち、次に掲げる軽微な事案については部会を開催しないものとする。</u> (1) 均一運賃およびキロ制運賃を適用する路線において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合 (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 (4) 新たな決済手段を追加する場合

協議第 2 号 乗合タクシー停留所の新設について（5 箇所）**協議の概要**

- 乗合タクシー停留所の新設について（5 箇所）についての協議です。
- 1 箇所目から 3 箇所目については、通所介護施設への停留所の新設です。
- 通所介護施設については、人材不足等によりデイサービスの送迎に人的リソースを割けなくなりつつあり、デイサービス利用者自身が乗合タクシーで通所できるようにするため停留所を新設するものです。
- 通所介護施設では、介護と利用者の施設送迎の車両運転を兼務することが多く、施設利用者の都合等でデイサービスの途中で送迎が発生する場合などで、介護職員が不足する可能性があるため、これに備えるため乗合タクシーを利用できる環境が必要です。
- 4 箇所目は、医療機関への停留所の新設です。
- 市内の医療機関（診療所）については、原則として全ての箇所で停留所を設置しており、近年新設された診療所について、乗合タクシーを利用できる環境を整えるものです。
- 5 箇所目は、伊吹地域における市民窓口サービスを提供している「伊吹市民自治センター」の移転に伴う停留所の新設です。
- 伊吹市民自治センターは、住民票の交付など市民窓口サービスを提供していますが、施設老朽化により、近隣の公共施設「愛らんど」内に「伊吹窓口センター」と改称の上で移転するもので、乗合タクシーを利用できる環境を整えるものです。
- これら 5 箇所の施設は、本市において乗合タクシーの停留所を設置する基準の 1 つとしている「不特定多数の市民が生活のために必要とする施設」に該当すると考えております。
- なお、これら 5 箇所の停留所の新設に当たっては、各施設の協力を得て、敷地内に停留所を設置することで道路交通の安全を確保します。

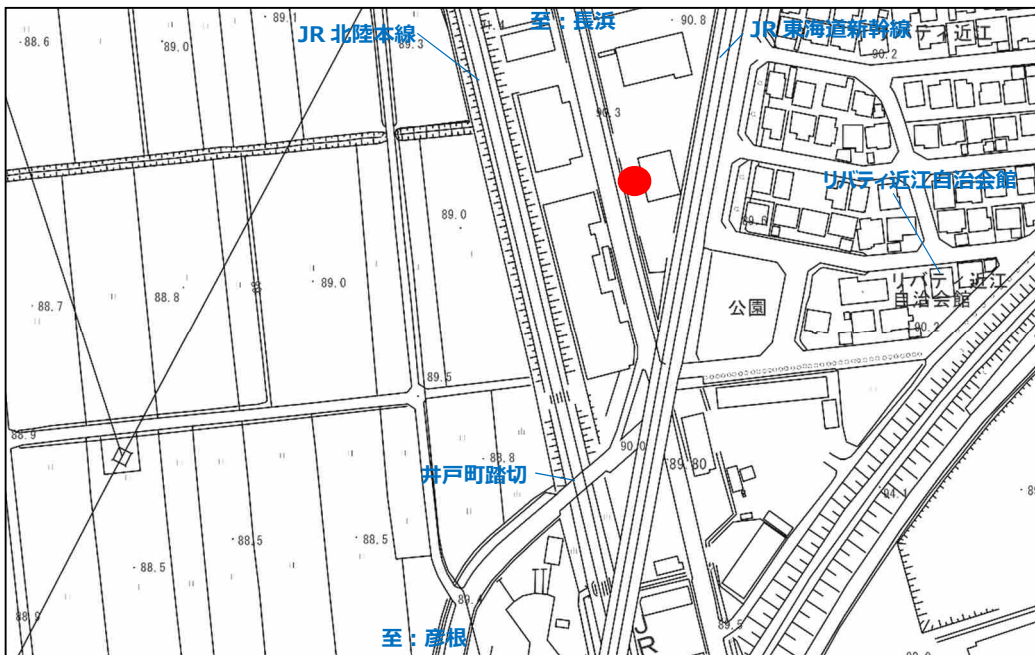
1 乗合タクシーの停留所の新設について（5箇所）

①不特定多数の市民が生活のために必要とする施設等について、新たに停留所を設置するもの。

1箇所目

- エリア 寺倉・西円寺・岩脇エリア
- 停留場所 ポラリスデイサービスセンター米原の敷地内（米原市岩脇地先）
- 停留所名 近江共通－50
- 運用開始 令和8年3月1日

【位置】



【現場写真】



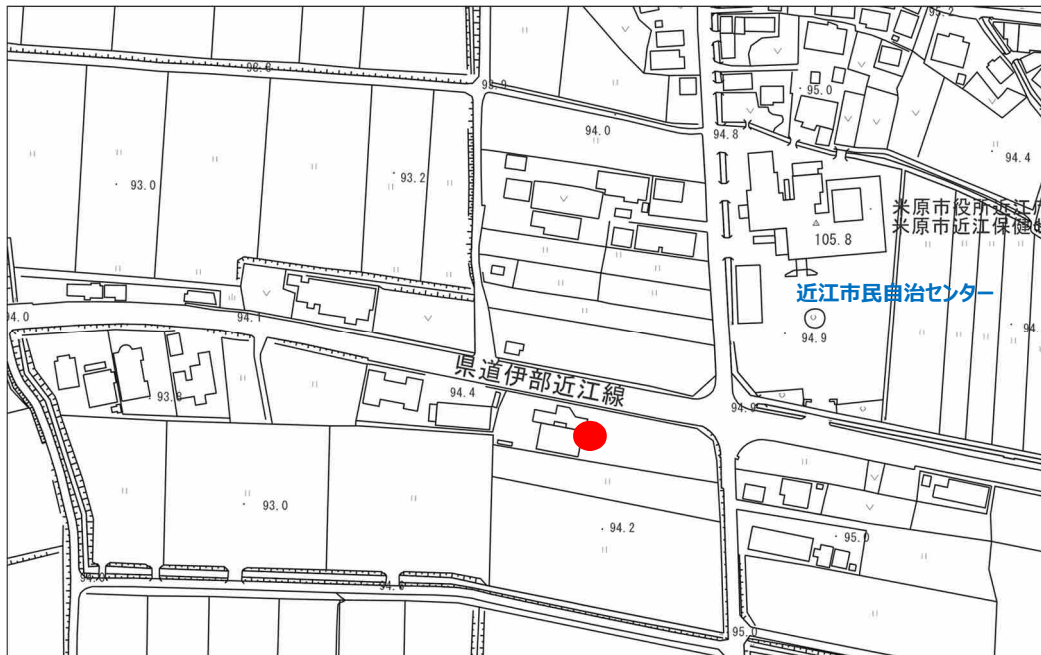
補足

当該箇所は、岩脇地先にある、通所介護施設「ポラリスデイサービスセンター米原」の敷地内の箇所です。施設送迎車両の駐車が比較的小さい箇所に停留所を設置します。

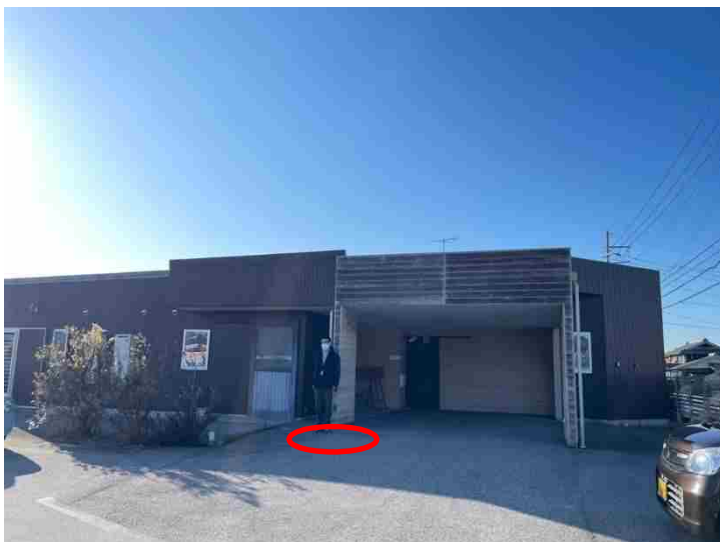
2 箇所目

- エ リ ア 近江共通エリア
- 停留場所 est の敷地内（米原市顔戸地先）
- 停留所名 近江共通－ 5 1
- 運用開始 令和 8 年 3 月 1 日

【位置】



【現場写真】



補足

当該箇所は、顔戸地先にある、通所介護施設「est」の敷地内の箇所です。施設送迎車両の駐車が比較的少ない箇所に停留所を設置します。

3 箇所目

- エ リ ア 米原共通エリア
- 停留場所 ファミールケア米原センター敷地内（米原市中多良一丁目地先）
- 停留所名 米原共通－ 4 0
- 運用開始 令和 8 年 3 月 1 日

【位置】



【現場写真】



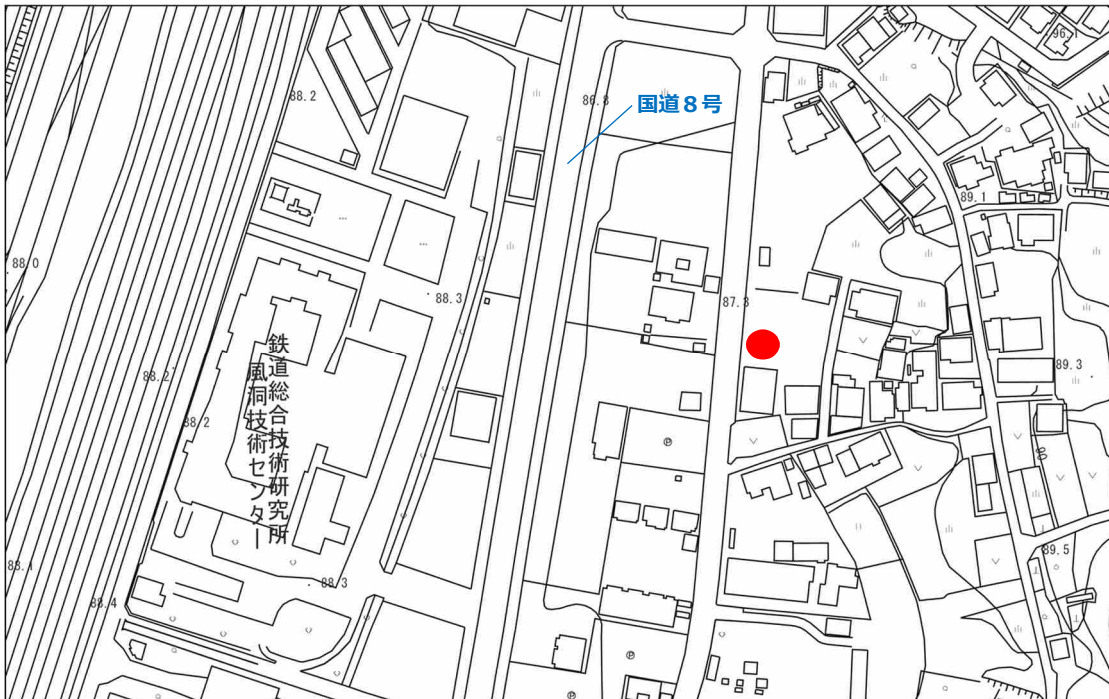
補足

当該箇所は、中多良先にある、通所介護施設「ファミールケア米原センター」の敷地内の箇所で、施設送迎車両の駐車と比較的少ない箇所に停留所を設置します。

4 箇所目

- エリア 米原・梅ヶ原エリア
- 停留場所 ジェイズクリニックイースト敷地内（米原市梅ヶ原地先）
- 停留所名 米原共通－４１
- 運用開始 令和７年３月１日

【位置】



【現場写真】



補足

当該箇所は、梅ヶ原地先にある、医療機関「ジェイズクリニックイースト」の敷地内の箇所で、車両の駐車が比較的に少ない箇所に停留所を設置します。

5 箇所目

- エリア 伊吹共通エリア
- 停留場所 愛らんど敷地内（米原市春照地先）
- 停留所名 伊吹共通－ 9 2
- 運用開始 令和 7 年 4 月 1 日

【位置】



【現場写真】



補足

当該箇所は、春照地先にある、公共施設「愛らんど」で、この施設内に「伊吹窓口センター」が新設されるため、この施設の敷地内の箇所で、車両の駐車が比較的小さい箇所に停留所を設置します。

協議第 3 号 窓口センター設置に伴う路線バス停留所の新設等について（3 路線）**協議の概要**

- 窓口センター設置に伴う路線バス停留所の新設等について（3 路線）についての協議です。
- 1 路線目の長岡登山口線について、協議第 2 号乗合タクシー停留所の新設について（5 箇所）の 5 箇所目と同じ箇所において、伊吹地域において市民窓口サービスを提供している「伊吹市民自治センター」の移転に伴い、路線バスの停留所の名称変更と新設をするものです。
- 伊吹市民自治センターは、住民票の交付など市民窓口サービスを提供していますが、施設老朽化により、近隣の公共施設「愛らんど」内に「伊吹窓口センター」と改称の上で移転するもので、路線バスを利用できる環境を整えるものです。
- 停留所の名称を変更する箇所は、現在の伊吹市民自治センターがある「米原市役所伊吹庁舎前」であり、名称を「春照（読み：すいじょう）」とするものです。
- 2 路線目の伊吹登山口線について、長岡登山口線と同じ箇所の「米原市伊吹庁舎前」を「春照」とするものです。
- 3 路線目の米原多和田線について、近江窓口センターの新設に伴い、停留所の名称変更が 2 箇所あります。
- 停留所の名称を変更する 1 箇所目は、現在の近江市民自治センターがある「近江市民自治センター」であり、名称を「顔戸（読み：ごうど）」とするものです。2 箇所目は、「双葉中学校」が近江窓口センターの最寄りの停留所となるため、名称を「双葉中学校」から「双葉中学校（近江窓口センター前）」とするものです。

○長岡登山口線

1-1 停留所の名称変更

変更前	変更後	備考
米原市役所伊吹庁舎前	春照	伊吹市民自治センターの廃止

1-2 停留所の新設

変更前	変更後	備考
(新設)	愛らんど(伊吹窓口センター)	愛らんど内に伊吹窓口センターを新設 停留所を愛らんど敷地内に新設





補足

停留所を新設する箇所は、「ジョイいぶき」と「ケアセンター」の間に「愛らんど」であり、停留所名称を「愛らんど(伊吹窓口センター)」とするものです。

2 時刻表

愛らんど(伊吹窓口センター)停留所を新設するため、時刻表について1分から3分の調整を行う。

【変更後】

(往路)	便	近江長岡駅	村木	杉沢	高番	ジョイいぶき	愛らんど(伊吹窓口センター)	ケアセンター	県立伊吹運動場前	香照	上野口	伊吹小学校前	伊吹登山口	(復路)	伊吹登山口	上野口	香照	県立伊吹運動場前	ケアセンター	愛らんど(伊吹窓口センター)	ジョイいぶき	高番	杉沢	村木	近江長岡駅
数																									
1		8:25	8:27	8:28	8:30	8:31	8:32	8:33	8:34	8:35	8:36	8:39	8:42		8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:50	8:52	8:54	8:55	9:00
2		9:45	9:47	9:48	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:55	9:56	9:59	10:02		13:40	13:41	13:42	13:43	13:44	13:45	13:45	13:47	13:49	13:50	13:55
3		14:20	14:22	14:23	14:25	14:26	14:27	14:28	14:29	14:30	14:31	14:34	14:37		14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:42	14:42	14:44	14:46	14:47	14:52
4		16:50	16:52	16:53	16:55	16:56	16:57	16:58	16:59	17:00	17:01	17:04	17:07		17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:13	17:15	17:17	17:18	17:23

【変更前】

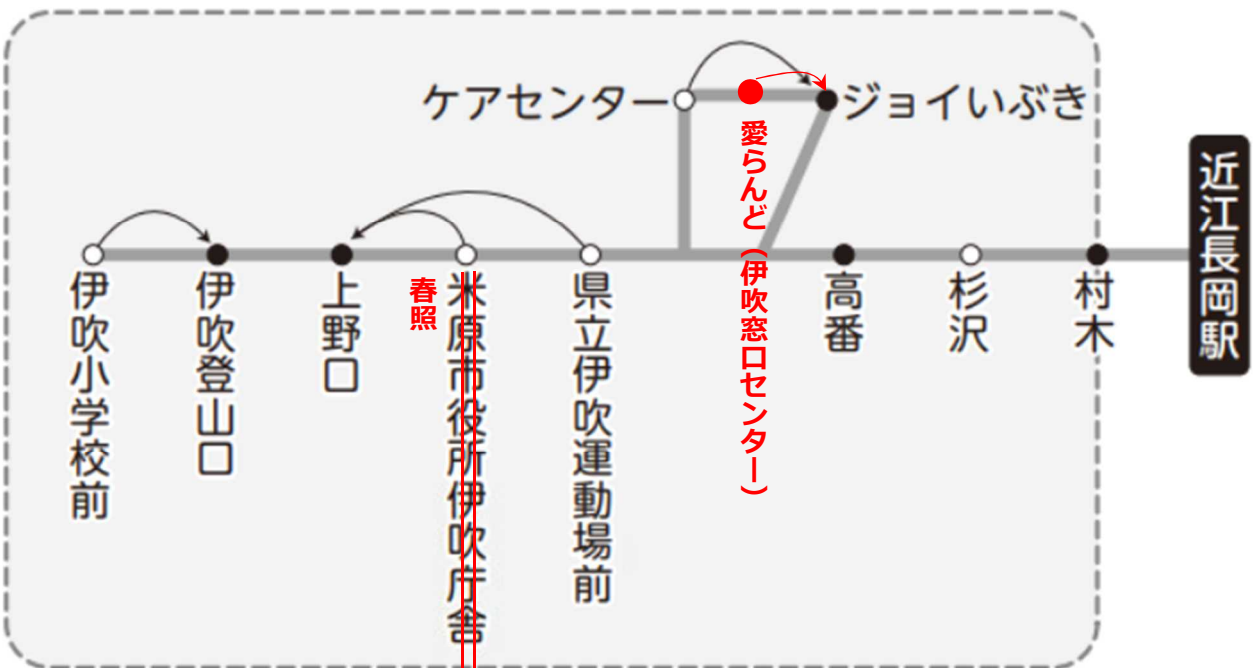
(往路)	便	近江長岡駅	村木	杉沢	高番	ジョイいぶき		ケアセンター	県立伊吹運動場前	吹原市役所伊吹庁舎	上野口	伊吹小学校前	伊吹登山口	(復路)	伊吹登山口	上野口	吹原市役所伊吹庁舎	県立伊吹運動場前	ケアセンター		ジョイいぶき	高番	杉沢	村木	近江長岡駅
数																									
1		8:25	8:27	8:28	8:30	8:31		8:32	8:33	8:34	8:35	8:38	8:41		8:45	8:46	8:47	8:48	8:49		8:49	8:51	8:53	8:54	8:59
2		9:45	9:47	9:48	9:50	9:51		9:52	9:53	9:54	9:55	9:58	10:01		13:40	13:41	13:42	13:43	13:44		13:44	13:46	13:48	13:49	13:54
3		14:20	14:22	14:23	14:25	14:26		14:27	14:28	14:29	14:30	14:33	14:36		14:40	14:41	14:42	14:43	14:44		14:44	14:46	14:48	14:49	14:54
4		16:50	16:52	16:53	16:55	16:56		16:57	16:58	16:59	17:00	17:03	17:06		17:08	17:09	17:10	17:11	17:12		17:12	17:14	17:16	17:17	17:22

3 運賃表

ジョイ伊吹が「運賃区間停留所」となっており、ケアセンターの「指定停留所」はジョイ伊吹となっています。

よって、この2つの停留所の間に位置する愛らんど(伊吹窓口センター)の指定停留所はジョイ伊吹とします。

この結果、運賃は変更がありません。(協議事項1の軽微な変更)に該当)



【変更後】

					14	
			13		伊吹小学校前 伊吹登山口	
		12		県立伊吹運動場前 春照 上野口		
10	11	高番 ジョイいぶき 愛らんど（伊吹窓 センター） ケアセンター			220	
近江長岡駅	村木				220	290
			220		270	340
			220		280	350

【変更前】

				14	
			13	伊吹小学校前 伊吹登山口	
		12	県立伊吹運動場前 米原市役所 伊吹庁舎前 上野口		
10	11	高番 ジョイいぶき ケアセンター			220
近江長岡駅	村木			220	290
			220	270	340
			220	280	350

4 運用開始日

令和8年4月1日

運賃表の見方

バス運賃表には以下3種類のバス停がございます。

- 運賃区界停留所……その停留所の運賃を適用します。
- 外方停留所……その停留所の外方にあたる運賃区界停留所（●）の運賃を適用します。
- ← 指定停留所……矢印の先の運賃区界停留所（●）の運賃を適用します。

～外方停留所（○）の見方ポイント～

乗車地が外方停留所（○）の場合は、乗車地の手前の運賃区界停留所（●）が運賃算出の基準となります。
降車地が外方停留所（○）の場合は、降車地の先の運賃区界停留所（●）が運賃算出の基準となります。

＜例1＞「草津駅西口」～「琵琶湖博物館」まで乗車する場合の運賃

下図1を見ると「草津駅西口」と「琵琶湖博物館」はどちらも運賃区界停留所（●）にあたるため、
下図2の「草津駅西口」と「琵琶湖博物館」の運賃を確認します。

そのため運賃は480円となります。

(図1)



(图2)

[illegible]

「草津駅西口」から右に線を引いたところと
「琵琶湖博物館」から下に線を下したところ
が交わるころの運賃を読みます。

＜例1＞「くるみこども園前」～「グリーンプラザからすま」まで乗車する場合の運賃

下図1を見ると「くろみこども園前」は指定停留所（→）にあたるため、→の先の運賃区界停留所（●）である「下笠中央」の運賃が基準になります。

また、「グリーンプラザからすま」は外方停留所（○）にあたるため、外方にある運賃区界停留所（●）である「琵琶湖博物館」の運賃が基準になります。

そのため、下図2の「下笠中央」と「琵琶湖博物館」の運賃より、「くるみこども園前」と「グリーンプラザからすま」の区間運賃は380円となります。

(図1)



(図2)

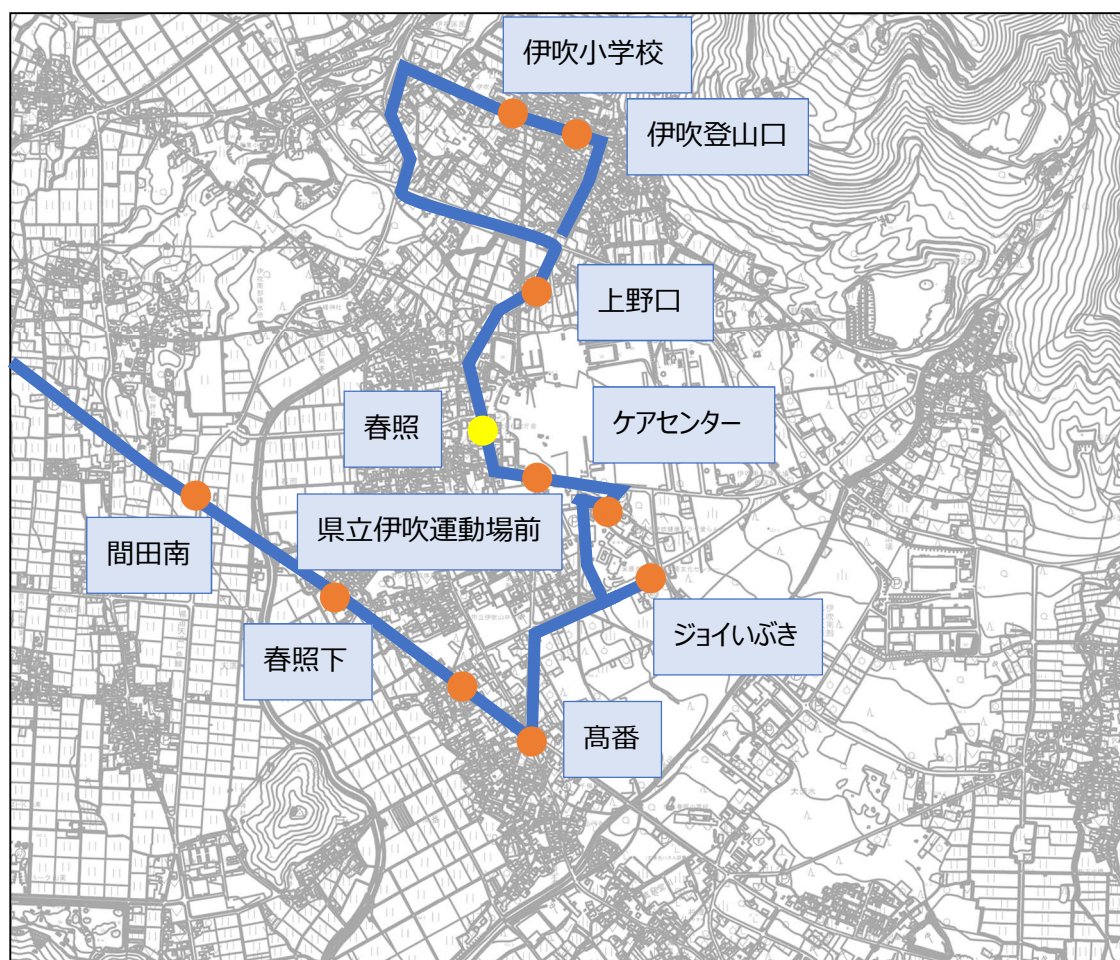
[illegible]

「下笠中央」から右に線を引いたところと
「琵琶湖博物館」から下に線を下したところ
が交わるころの運賃を読みます。

○伊吹登山口線

1 停留所の名称変更

変更前	変更後	備考
米原市役所伊吹庁舎前	春照	伊吹市民自治センターの廃止



2 時刻表

名称変更のみのため変更なし

3 運賃表

名称変更のみのため変更なし

4 運用開始日

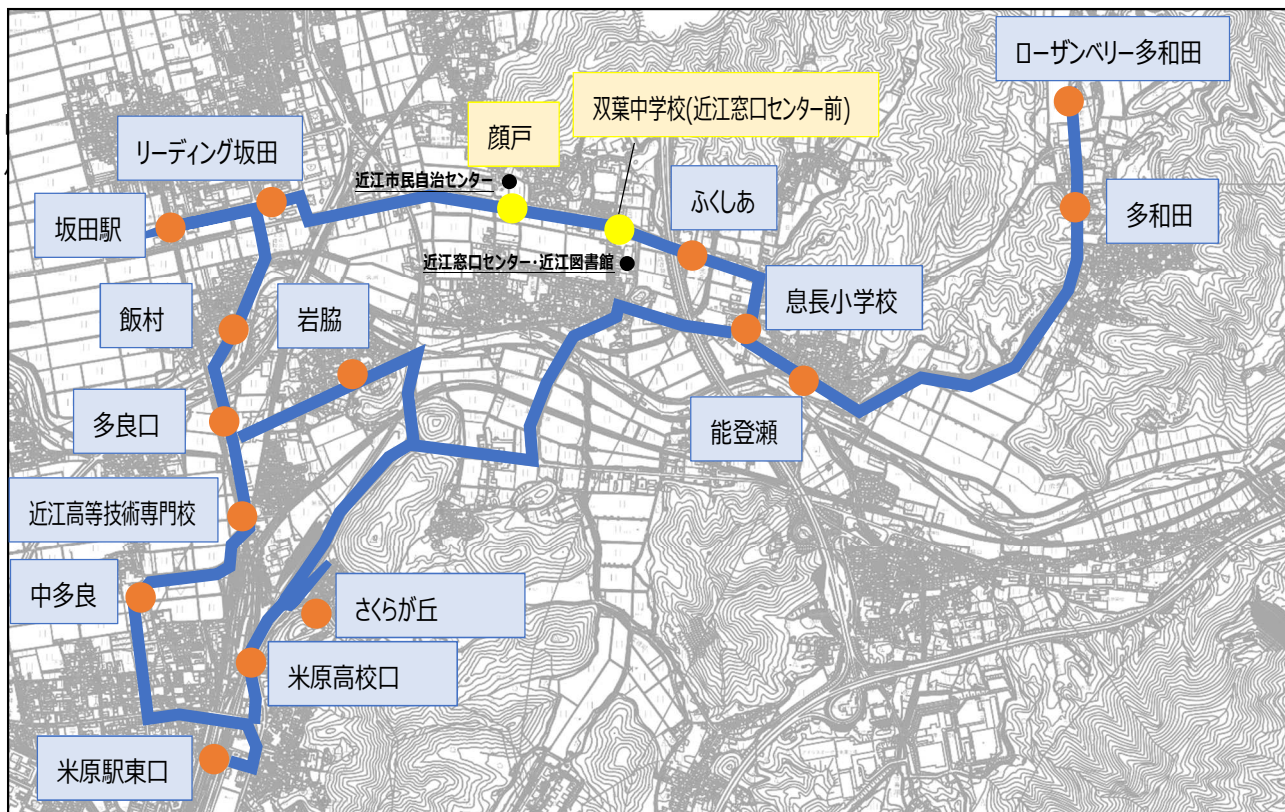
令和8年4月1日

○米原多和田線

1 停留所の名称変更

変更前	変更後	備考
近江市民自治センター	顔戸	近江市民自治センターの廃止
双葉中学校	双葉中学校（近江窓口センター前）	近江図書館内に近江窓口センターを新設

※既存の双葉中学校停留所が近江窓口センターに近いため、新たな停留所は設けず、名称変更のみとします。



2 時刻表

名称変更のみのため変更なし

3 運賃表

名称変更のみのため変更なし

4 運用開始日

令和8年4月1日